

公 告 7 号
令和 6 年 9 月 10 日

被 保 險 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

- 規約第3条（組合の事務所等）中の「〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号」を「〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号」へ改める。

附 則
(施行期日)

この規約は、令和6年8月5日から施行する。

以 上